

令和8年度 第1回 洲本市地域公共交通会議 運賃協議部会

日時：令和8年6月22日（月）13時00分～

場所：洲本市総合福祉会館 研修室3

1 開 会

2 委員紹介

3 協議事項

(1) 洲本市コミュニティバス（上灘・沼島線）の運賃案について

運行事業者：みなと観光バス株式会社

(2) 洲本市コミュニティバス（五色地域線）の運賃案について

運行事業者：本四海峡バス株式会社

(3) 路線バス「縦貫線（下加茂・洲本車庫前～洲本バスセンター～津名港）」の
運賃案について

運行事業者：淡路交通株式会社

4 閉 会

【配付資料】

委員等名簿、配席図、洲本市地域公共交通会議設置要綱、運賃協議部会説明資料

議題 洲本市コミュニティバス（上灘・沼島線及び五色地域線）の運賃案について

資料1 上灘・沼島線の運賃案について

資料2 五色地域線の運賃案について

上灘・沼島線及び五色地域線 チラシ（現在運行分）

資料3-1 **資料3-2** 協議が調っていることを証する書類

議題 淡路交通「縦貫線（下加茂・洲本車庫前～洲本バスセンター～津名港）」の
運賃案について

参考1 運行路線図

参考2-1 **参考2-2** **参考3-1** **参考3-2** 時刻表

資料3-3 協議が調っていることを証する書類

令和8年度 第1回 洲本市地域公共交通会議運賃協議部会委員名簿

(敬称略)

No	分類	役職	機関・団体等の役職名	氏名
1	市民代表	委員	洲本市連合町内会 会長	成瀬 健太郎
2	国	委員	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部輸送部門 首席運輸企画専門官	クワハラ ケン 乗原 岳志
3	運送事業者	委員	みなと観光バス株式会社 代表取締役	イケダ シンタ 池田 剛久
4	運送事業者	委員	本四海峡バス株式会社 運輸部長 兼 洲本・東浦乗車券発売所長	インベ ケイイチ 磯部 圭市
5	運送事業者	委員	淡路交通株式会社 取締役バス事業部長	片岸 章文
6	洲本市	部会長	洲本市都市整備部 部長	塩唐松 照佳
7	洲本市	委員	洲本市五色総合事務所長	竹内 みづほ

令和8年度第1回 洲本市地域公共交通会議 運賃協議部会 配席図

洲本市コミュニティバス（上灘・沼島線）

塩唐松 部会長
洲本市都市整備部長

池田 委員
みなの観光バス株式会社
代表取締役

● 栗原 委員
国土交通省 神戸運輸監理部
兵庫陸運部 輸送部門
首席運輸企画専門官

● 竹内 委員
洲本市五色総合事務所長

事務局

令和8年度第1回 洲本市地域公共交通会議 運賃協議部会 配席図

洲本市コミュニティバス（五色地域線）

塩唐松 部会長
洲本市都市整備部長

磯部 委員
本四海峡バス株式会社
運輸部長兼洲本・東浦
乗車券発売所長

川中 随員
本四海峡バス株式会社
運輸部 課長代理

● 栗原 委員
国土交通省 神戸運輸監理部
兵庫陸運部 輸送部門
首席運輸企画専門官

● 竹内 委員
洲本市五色総合事務所長

事務局

令和8年度第1回 洲本市地域公共交通会議 運賃協議部会 配席図

淡路交通株式会社「縦貫線」

塩唐松 部会長
洲本市都市整備部長

片岸 委員
淡路交通株式会社
取締役バス事業部長

● 栗原 委員
国土交通省 神戸運輸監理部
兵庫陸運部 輸送部門
首席運輸企画専門官

● 竹内 委員
洲本市五色総合事務所長

事務局

○洲本市地域公共交通会議設置要綱

平成20年10月23日告示第78号
改正 平成26年5月20日告示第34号の3
令和2年5月21日告示第37号
令和6年5月16日告示第64号

洲本市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、自家用有償旅客輸送の必要性、公共の福祉の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、洲本市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- (2) 洲本市が行う自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員30人以内で組織する。

2 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の又はその組織する団体の代表者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (3) 市民又は市民が組織する団体の代表者
- (4) 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部の職員
- (5) 兵庫県の職員
- (6) 兵庫県警察洲本警察署の職員
- (7) 洲本市の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、学識経験を有する者その他の市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 委員は、個人情報その他職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長が洲本市の職員である委員のうちから指名し、副会長は委員の互選により定める。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を

代理する。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン（平成18年9月15日付け国自旅第161号国土交通省物流・自動車局長通達別紙）5.（3）に規定する地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果については、交通会議の議決があったものとみなす。
- 5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上の必要があると認めるときは、この限りではない。

(会議の特例)

第8条 前条の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により交通会議を招集することが困難である場合には、書面又は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、協議を行うことができる。

(部会)

第9条 交通会議は、その定めるところにより、道路運送法第9条第4項に規定する協議会として部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会における協議の状況及び結果を交通会議に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 交通会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって交通会議の議決とすることができる。
- 7 第7条及び前条の規定は、部会の議事等について準用する。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、企画情報部企画課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年5月20日告示第34号の3）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年5月21日告示第37号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年5月16日告示第64号）
この告示は、公布の日から施行する。

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときとは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
地域公共交通会議の要綱に
 - ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
 - ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

- ・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

(例) ※ () 内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
 - ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
 - ③自治会への説明会（住民、利用者）
 - ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）
- ①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。
※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

洲本市コミュニティバス（上灘・沼島線及び五色地域線）の 運賃案について

現在運行している洲本市コミュニティバス（上灘・沼島線及び五色地域線）については、委託期間が令和8年9月30日までとなっており、同年10月1日以降も引き続き運行するため、運行事業者が下記のとおり変更となります。

1. 令和8年度洲本市コミュニティバスの運行事業者

路線名	令和8年9月30日まで	令和8年10月1日から
上灘・沼島線	株式会社洲本観光タクシー	みなと観光バス株式会社
五色地域線	株式会社洲本観光タクシー	本四海峡バス株式会社

2. 上灘・沼島線及び五色地域線の運賃案

- (1) 運 賃 上灘・沼島線 別紙1のとおり（現行運賃から変更はありません）
五色地域線 別紙2のとおり（現行運賃から変更はありません）

- (2) 適用日 令和8年10月1日

3. 道路運送法第9条第5項に基づく意見募集

期 間：令和8年6月9日（火）～6月15日（月）まで

周 知：市ホームページ、洲本市 LINE 配信、ケーブルテレビにより告知

提出方法：意見箱（企画課、五色総合庁舎地域生活課、由良支所）、郵送、電子メール、FAX、インターネットのいずれかの方法で提出
※上灘・沼島線、五色地域線ともご意見はありませんでした。

資料 1

11

No	対象者及び割引率	
①	小児（小学生）	「大人運賃の半額」
②	幼児（1歳以上 小学生未満）	単独乗車の場合は、「小児運賃」 大人又は小児1人につき、1人まで「無料」 2人目から「小児運賃」が必要
③	乳児（1歳未満）	「無料」
④	障害者の方	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下、「障害者手帳」という。）の交付を受けている方が、運賃精算時に障害者手帳を提示された場合又は障害者手帳の記載事項が記録されているスマートフォンその他の移動端末設備のアプリケーションソフトウェアで甲が適当と認めるものを提示された場合は、「半額」
⑤	65歳以上の方で 運転経歴証明書をお持ちの方	運賃精算時に運転経歴証明書を掲示された方は「半額」

資料 2

五色地域線運賃表

※ 上記はいずれも10円未満の端数は切り上げ

No	対象者及び割引率	
①	小児（小学生）	「大人運賃の半額」
②	幼児（1歳以上 小学生未満）	単独乗車の場合は、「小児運賃」 大人又は小児1人につき、1人まで「無料」 2人目から「小児運賃」が必要
③	乳児（1歳未満）	「無料」
④	障害者の方	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下、「障害者手帳」という。）の交付を受けている方が、運賃精算時に障害者手帳を提示された場合又は障害者手帳の記載事項が記録されているスマートフォンその他の移動端末設備のアプリケーションソフトウェアで甲が適当と認めるものを提示された場合は、「半額」
⑤	65歳以上の方で 運転経歴証明書をお持ちの方	運賃精算時に運転経歴証明書を掲示された方は「半額」

上灘・沼島線 コミュニティバス

令和4年
10月1日^{（土）}より
改正!

10/1より全面的に料金が改正されます。



運行にあたり以下の点について、
あらかじめご了承ください。

- バス停以外での乗降はできません。
- 交通事情により、到着が遅れる場合がございます。
- 悪天候や道路状況等により、やむをえず運休又は経路を変更する場合がございます。
- 車両の乗車人数は最大9人までです。
定員オーバーで乗車できない場合は、別の車両で対応いたします。

時刻表・運賃表は
裏面を
御覧下さい。



お問い合わせ先

株式会社 洲本観光タクシー 電話:0799-24-5151

洲本市企画課 交通・航路対策係 電話:0799-22-3321

※このコミバスは、洲本市からの委託を受け、
洲本観光タクシーが運行するものです。

上灘・沼島線コミュニティバス

時刻表

下り線



停車箇所	1便	2便	3便	4便
①洲本バスセンター	6:21	9:20	12:30	16:55
②由良中学校前	6:38	9:37	12:47	17:12
③龍宮園前	6:39	9:38	12:48	17:13
④小池	6:40	9:39	12:49	17:14
⑤小佐毘	6:41	9:40	12:50	17:15
⑥生石口	6:42	9:41	12:51	17:16
⑦越田	6:43	9:42	12:52	17:17
⑧立川水仙郷	6:49	9:48	12:58	17:23
⑨中津川	7:00	9:59	13:09	17:34
⑩相川	7:04	10:03	13:13	17:38
⑪モンキーセンター	7:08	10:07	13:17	17:42
⑫畑田	7:10	10:09	13:19	17:44
⑬来川	7:10 7:23	10:09	13:19	17:44
⑭白崎	7:26	10:12	13:22	17:47
⑮倉川	7:28	10:14	13:24	17:49
⑯灘黒岩水仙郷	7:29	10:15	13:25	17:50
⑰黒岩	7:31	10:17	13:27	17:52
⑱吉野	7:32	10:18	13:28	17:53
⑲山本	7:34	10:20	13:30	17:55
⑳城方	7:35	10:21	13:31	17:56
㉑円実	7:36	10:22	13:32	17:57
㉒沼島汽船場前	7:38	10:24	13:34	17:59

上り線

停車箇所	1便	2便	3便	4便
㉒沼島汽船場前	6:53	10:35	13:45	18:10
㉑円実	6:55	10:37	13:47	18:12
㉐城方	6:56	10:38	13:48	18:13
㉑山本	6:57	10:39	13:49	18:14
㉒吉野	6:59	10:41	13:51	18:16
㉓黒岩	7:00	10:42	13:52	18:17
㉔灘黒岩水仙郷	7:01	10:44	13:54	18:19
㉕倉川	7:02	10:45	13:55	18:20
㉖白崎	7:04	10:47	13:57	18:22
㉗来川	7:10 7:15	10:50	14:00	18:25
㉘畑田	7:15	10:50	14:00	18:25
㉙モンキーセンター	7:17	10:52	14:02	18:27
㉚相川	7:21	10:56	14:06	18:31
㉛中津川	7:25	11:00	14:10	18:35
㉜立川水仙郷	7:36	11:11	14:21	18:46
㉝越田	7:42	11:17	14:27	18:52
㉞生石口	7:43	11:18	14:28	18:53
㉟小佐毘	7:44	11:19	14:29	18:54
㊱小池	7:45	11:20	14:30	18:55
㊲龍宮園前	7:46	11:21	14:31	18:56
㊳由良中学校前	7:47	11:22	14:32	18:57
㊴洲本バスセンター	8:04	11:39	14:49	19:14

※青字は南あわじ市コミバス「らん・らんバス」が運行、来川で乗り換えが必要です。

運賃一覧

以下の方は正規運賃の半額でご乗車いただけます。

- ・障害者手帳をお持ちの方
- ・65歳以上の方で運転経歴証明書を提示した方

※上記はいずれも10円未満の端数は切り上げ。

※1歳以上小学生未満の方は、大人又は小学生と同伴の場合は1人まで無料、2人目からは小学生運賃が必要。

なお、1歳未満は無料。

障害者手帳アプリ「MIRAIR ID」での割引も可能です。



	洲本BC	由良中学校前	龍宮園前	小池	小佐毘	生石口	越田	立川水仙郷	中津川	相川	モンキーセンター	畑田	来川	白崎	倉川	灘黒岩水仙郷	黒岩	吉野	山本	城方	円実	沼島汽船場前
洲本BC	290	350	350	350	350	350	350	350	420	420	420	420	420	500	500	500	500	500	500	500	500	500
由良中学校前		100	100	100	100	100	100	100	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130
龍宮園前			100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
小池				100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
小佐毘					100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
生石口						100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
越田							100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
立川水仙郷								100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
中津川									100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
相川										100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
モンキーセンター											100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
畑田												100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
来川													100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
白崎														100	100	100	100	100	100	100	100	100
倉川															100	100	100	100	100	100	100	100
灘黒岩水仙郷																100	100	100	100	100	100	100
黒岩																	100	100	100	100	100	100
吉野																		100	100	100	100	100
山本																			100	100	100	100
城方																				100	100	100
円実																					100	100
沼島汽船場前																						100

五色地域 コミュニティバス 改正!

令和4年10月1日^土

運賃と時間が
変更になりました!



●フリー乗降区間について (③五色診療所～⑦鮎の郷)

平成31年4月1日から③五色診療所から⑦鮎の郷までの区間を「フリー乗降区間」に設定し、バス停以外でも自由に乗り降りできるようになります。「フリー乗降区間」では、見通しがよく安全に停車できる場所に限り、利用される人が希望する所で乗り降りできます。
※バス停には今までどおり停車します。

フリー乗降を利用される方へのお願い

▶停留所以外で乗るとき

- ・バスの進行方向左側の道路幅の広い安全な場所で待ち、バスが来たらはっきりと手を挙げ合図をしてください。
- ・最寄りの停留所の発車時刻を参考に、余裕をもってお待ちください
- ・安全な場所を選んで停まります。

▶停留所以外で降りるとき

- ・お早めに降りる場所を乗務員に口頭でお伝えください。(目安は50m前)
- ・道路の広さや混雑状況により停車できない場合は、安全な場所を選んで停まりますので、ご協力ください。

フリー乗降が できない場所

- | | | |
|-------------|-----------|------------------|
| ① 交差点の付近 | ② 横断歩道の付近 | ③ カーブしているところ |
| ④ 道幅のせまいところ | ⑤ 勾配の急な坂道 | ⑥ 運転手が危険と判断したところ |

時刻表・運賃表は
裏面を
御覧下さい。

●安全グッズの配布

安全確保のため「反射タスキ」をお配りします。ご希望の方は、コミバス車内もしくは、(株)洲本観光タクシーまでお申し出ください。

運行にあたり
右記の点について、
あらかじめ
ご了承ください。

- バス停以外での乗降はできません。
- 交通事情により、到着が遅れる場合がございます。
- 悪天候や道路状況等により、やむをえず運休又は経路を変更する場合がございます。
- 車両の乗車人数は最大9人までです。定員オーバーで乗車できない場合は、別の車両で対応いたします。



お問い合わせ先

株式会社 洲本観光タクシー 電話:0799-24-5151

洲本市企画課 交通・航路対策係 電話:0799-22-3321

※このコミバスは、洲本市からの委託を受け、洲本観光タクシーが運行するものです。

五色地域コミュニティバス

時刻表

※12/29～1/3の間は
運休
※平日・休日同じ

上り線



下り線

停車箇所	1便	2便	3便	4便
① 高田屋嘉兵衛公園	7:50	11:20	13:25	16:10
② 五色BC	7:52	11:22	13:27	16:12
③ 五色診療所	7:53	11:23	13:28	16:13
④ 都志大日	7:54	11:24	13:29	16:14
⑤ 広石北公会堂	7:55	11:25	13:30	16:15
⑥ 五色地域福祉センター	7:57	11:27	13:32	16:17
⑦ 鮎の郷	8:01	11:31	13:36	16:21
⑧ 神陽台	8:03	11:33	13:38	16:23
⑨ 三野畑公会堂	8:04	11:34	13:39	16:24
⑩ 南谷ふるさと会館	8:07	11:37	13:42	16:27
⑪ たかたクリニック前	8:08	11:38	13:43	16:28
⑫ 五色図書館	8:09	11:39	13:44	16:29
⑬ 南橋	8:10	11:40	13:45	16:30
⑭ 三野畑	8:11	11:41	13:46	16:31
⑮ 塔下	8:12	11:42	13:47	16:32
⑯ 馬場	8:13	11:43	13:48	16:33
⑰ 東塔下	8:14	11:44	13:49	16:34
⑱ 薬師前	8:17	11:47	13:52	16:37
⑲ 市原	8:18	11:48	13:53	16:38
⑳ 岡本	8:19	11:49	13:54	16:39
㉑ 市原口	8:20	11:50	13:55	16:40
㉒ 安坂	8:21	11:51	13:56	16:41
㉓ 安田橋	8:22	11:52	13:57	16:42
㉔ 三木田口	8:23	11:53	13:58	16:43
㉕ 下加茂	8:27	11:57	14:02	16:47
㉖ 洲本車庫前	8:28	11:58	14:03	16:48
㉗ 築地町	8:31	12:01	14:06	16:51
㉘ 洲本市役所	8:33	12:03	14:08	16:53
㉙ 洲本BC	8:35	12:05	14:10	16:55

停車箇所	1便	2便	3便	4便	5便
㉙ 洲本BC	6:30	10:10	12:20	14:25	17:30
㉘ 洲本市役所	6:32	10:12	12:22	14:27	17:32
㉗ 築地町	6:34	10:14	12:24	14:29	17:34
㉖ 洲本車庫前	6:37	10:17	12:27	14:32	17:37
㉕ 下加茂	6:38	10:18	12:28	14:33	17:38
㉔ 三木田口	6:42	10:22	12:32	14:37	17:42
㉓ 安田橋	6:43	10:23	12:33	14:38	17:43
㉒ 安坂	6:44	10:24	12:34	14:39	17:44
㉑ 市原口	6:45	10:25	12:35	14:40	17:45
㉐ 岡本	6:46	10:26	12:36	14:41	17:46
㉏ 市原	6:47	10:27	12:37	14:42	17:47
㉎ 薬師前	6:48	10:28	12:38	14:43	17:48
㉍ 東塔下	6:51	10:31	12:41	14:46	17:51
㉌ 馬場	6:52	10:32	12:42	14:47	17:52
㉋ 塔下	6:53	10:33	12:43	14:48	17:53
㉊ 三野畑	6:54	10:34	12:44	14:49	17:54
㉉ 南橋	6:55	10:35	12:45	14:50	17:55
㉈ 五色図書館	6:56	10:36	12:46	14:51	17:56
㉇ たかたクリニック前	6:57	10:37	12:47	14:52	17:57
㉆ 南谷ふるさと会館	6:58	10:38	12:48	14:53	17:58
㉅ 三野畑公会堂	7:01	10:41	12:51	14:56	18:01
㉄ 神陽台	7:02	10:42	12:52	14:57	18:02
㉃ 鮎の郷	7:04	10:44	12:54	14:59	18:04
㉂ 五色地域福祉センター	7:08	10:48	12:58	15:03	18:08
㉁ 広石北公会堂	7:10	10:50	13:00	15:05	18:10
㉚ 都志大日	7:11	10:51	13:01	15:06	18:11
㉛ 五色診療所	7:12	10:52	13:02	15:07	18:12
㉜ 五色BC	7:13	10:53	13:03	15:08	18:13
㉝ 高田屋嘉兵衛公園	7:15	10:55	13:05	15:10	18:15

運賃一覧

以下の方は正規運賃の半額でご乗車いただけます。

- ・障害者手帳をお持ちの方
- ・65歳以上の方で運転経歴証明書を提示した方

※上記はいずれも10円未満の端数は切り上げ。
※1歳以上小学生未満の方は、大人又は小学生と同伴の場合は1人まで無料、2人目からは小学生運賃が必要。
なお、1歳未満は無料。

障害者手帳アプリ「MIRAIO ID」での割引も可能です。



乗車区間	高田屋嘉兵衛公園	五色BC	五色診療所	都志大日	広石北公会堂	五色地域福祉センター	鮎の郷	神陽台	三野畑公会堂	南谷ふるさと会館	たかたクリニック前	五色図書館	南橋	三野畑	塔下	馬場	東塔下	薬師前	市原	岡本	市原口	安坂	安田橋	三木田口	下加茂	洲本車庫前	築地町	洲本市役所	洲本BC
高田屋嘉兵衛公園	100																												
五色BC		100																											
五色診療所			100																										
都志大日				100																									
広石北公会堂					100																								
五色地域福祉センター						100																							
鮎の郷							100																						
神陽台								100																					
三野畑公会堂									100																				
南谷ふるさと会館										100																			
たかたクリニック前											100																		
五色図書館												100																	
南橋													100																
三野畑														100															
塔下															100														
馬場																100													
東塔下																	100												
薬師前																		100											
市原																			100										
岡本																				100									
市原口																					100								
安坂																						100							
安田橋																							100						
三木田口																								100					
下加茂																									100				
洲本車庫前																										100			
築地町																											100		
洲本市役所																												100	
洲本BC																													100

(案)

近畿運輸局長 様

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることを証する書類

令和8年6月22日付け洲本市地域公共交通会議運賃協議部会において、下記事項に関し、
協議が調ったことを証明する。

記

1. 地域公共交通会議運賃協議部会の名称及び対象市町村
- | | |
|-------|-------------------|
| 名 称 | 洲本市地域公共交通会議運賃協議部会 |
| 対象市町村 | 洲本市 |

2. 地域公共交通会議運賃協議部会にて合意に至った年月日
- 合意年月日 令和8年6月22日

3. 合意の内容

1) 対象路線

洲本市コミュニティバス上灘・沼島線（「洲本バスセンター」～「沼島汽船場前」）

2) 運賃案

別紙のとおり

3) 開始日

令和8年10月1日（木）

令和8年6月 日

洲本市地域公共交通会議運賃協議部会
部会長 塩唐松 照佳

(案)

近畿運輸局長 様

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることを証する書類

令和8年6月22日付け洲本市地域公共交通会議運賃協議部会において、下記事項に関し、
協議が調ったことを証明する。

記

1. 地域公共交通会議運賃協議部会の名称及び対象市町村
- | | |
|-------|-------------------|
| 名 称 | 洲本市地域公共交通会議運賃協議部会 |
| 対象市町村 | 洲本市 |

2. 地域公共交通会議運賃協議部会にて合意に至った年月日
- 合意年月日 令和8年6月22日

3. 合意の内容

1) 対象路線

洲本市コミュニティバス五色地域線（「洲本バスセンター」～「高田屋嘉兵衛公園」）

2) 運賃案

別紙のとおり

3) 開始日

令和8年10月1日（木）

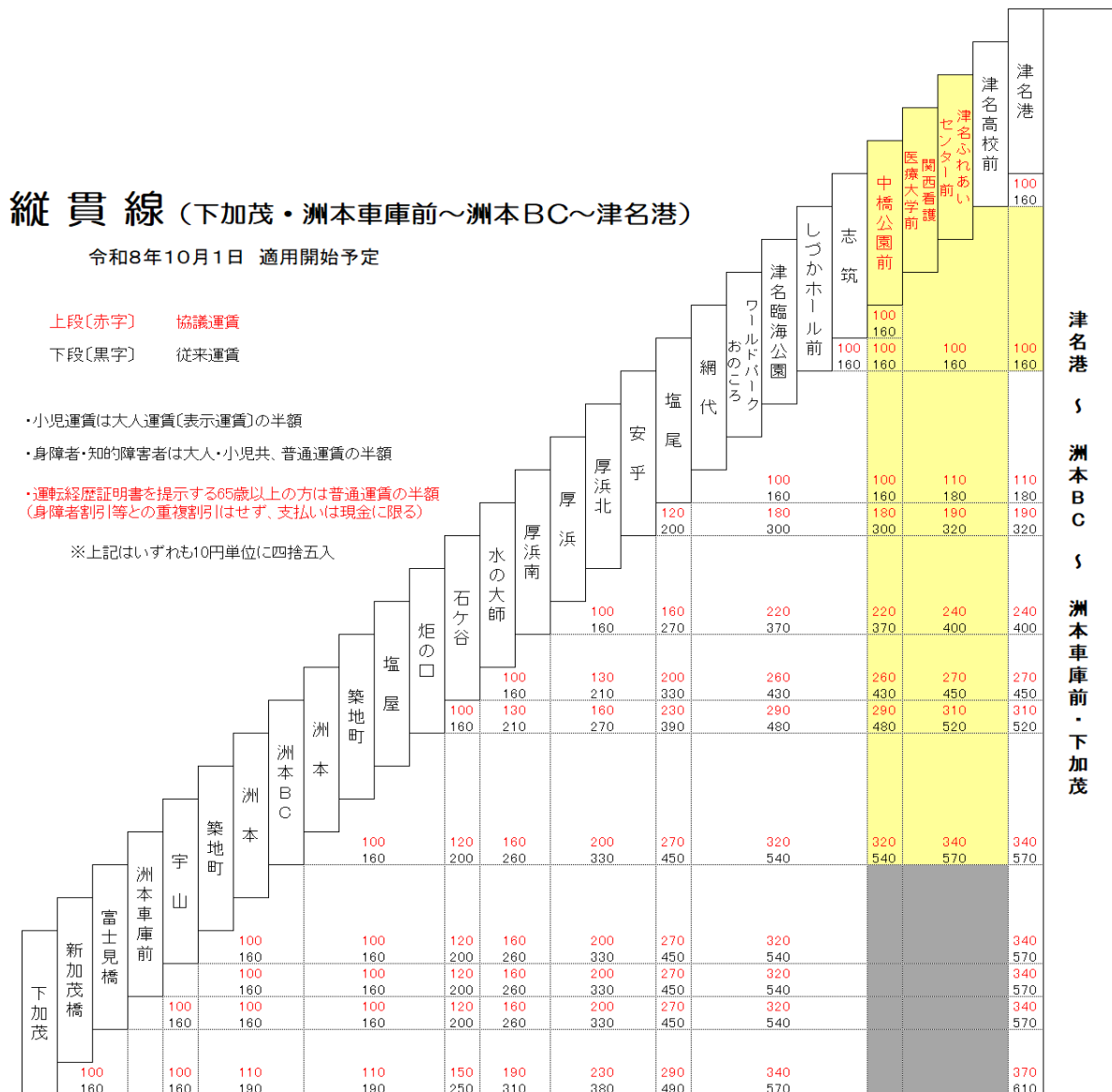
令和8年6月 日

洲本市地域公共交通会議運賃協議部会
部会長 塩唐松 照佳

淡路交通縦貫線（下加茂・洲本車庫前～洲本バスセンター～津名港）の
運賃案について

淡路交通株式会社の縦貫線（下加茂・洲本車庫前～洲本バスセンター～津名港）については、現在、普通運賃を4割低減し、上限運賃を500円とする協議運賃を導入しております。この度、淡路市内の「志筑」～「津名高校前」間に新たに停留所を追加することに伴い、運賃設定が必要になりましたので、協議をお願いするものです。

1. 運賃案



2. 道路運送法第9条第5項に基づく意見募集

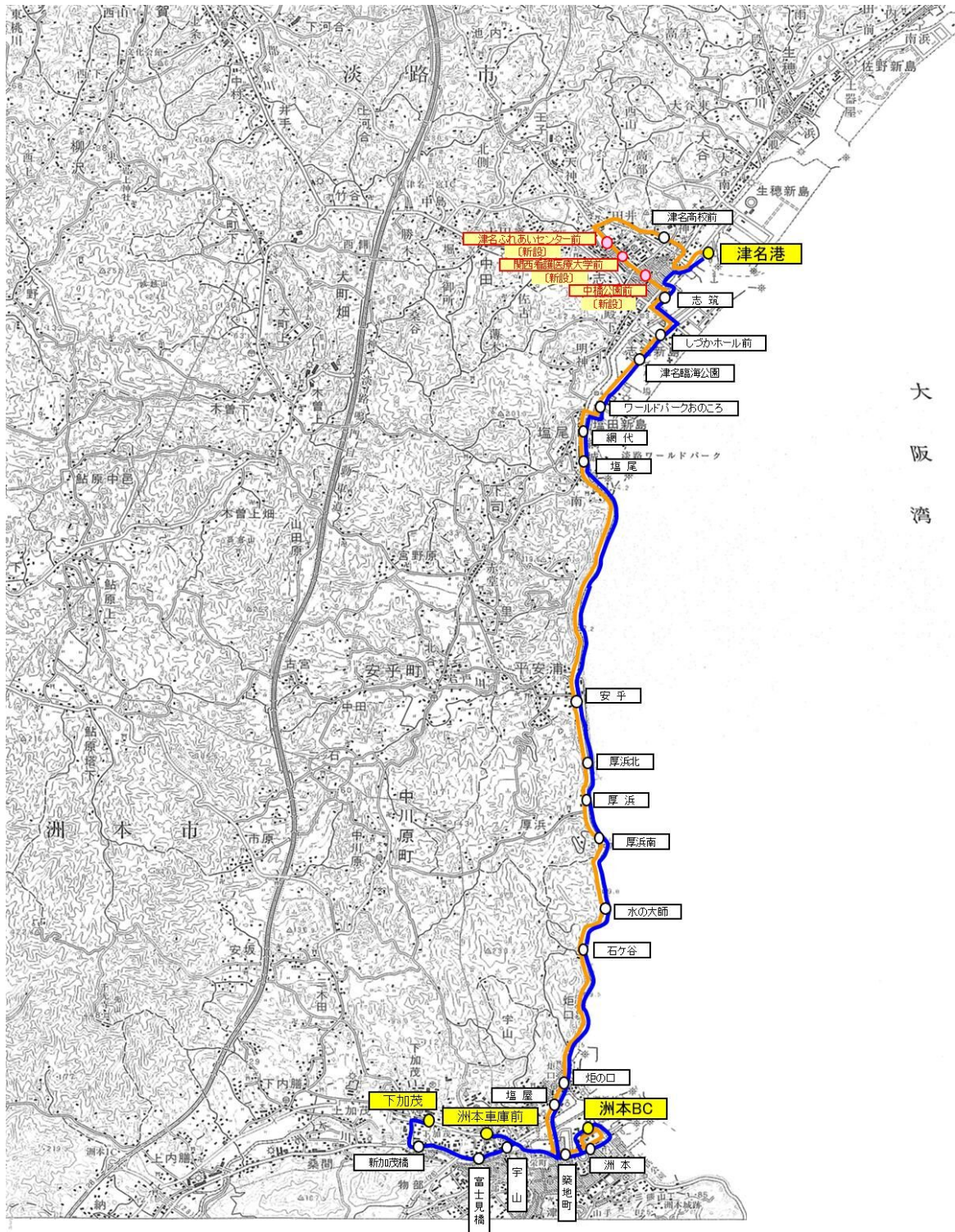
期 間：令和8年6月9日（火）～6月15日（月）まで

周知：市ホームページ、洲本市 LINE 配信、ケーブルテレビにより告知

提出方法：意見箱（企画課、五色総合庁舎地域生活課、由良支所）、郵送、電子メール、FAX、インターネットのいずれかの方法で提出

※ご意見はありませんでした。

参考 1



系統番号 〔幹線補助〕	起点	経由地	終点	キロ程	運行経路	備考
1 - 1 〔主系統〕	洲本 バスセンター	安乎、志筑 津名高校前	津名港	14.6km		
1 - 5 〔みなし系統〕	下加茂	新加茂橋 洲本BC、安乎、志筑	津名港	15.6km		※起終点が 「下加茂」
1 - 6 〔みなし系統〕	洲本車庫前	洲本BC 安乎、志筑	津名港	14.2km		起終点が 「洲本車庫前」

参考2-1

(福良～洲本BC～津名港)

【 8月13日～8月15日、12月29日～1月3日は土曜・日祝ダイヤとなります 】

福良一洲本BC一津名港

令和8年10月1日改正(案)

Bルート 南あわじ市役所前、立石、鳥井、イングランドの丘経由

※土曜・日祝の時刻表は裏面をご覧ください。



参考2-2

(津名港～洲本BC～福良)

【 8月13日～8月15日、12月29日～1月3日は土曜・日祝ダイヤとなります 】

津名港一洲本BC一福良

令和8年10月1日改正(案)

※福良行き

Aルート	イングランドの丘、中八木、南あわじ市役所前経由
Bルート	イングランドの丘、鳥井、立石、南あわじ市役所前経由

※◎＝洲本IC、イングランドの丘、南あわじ市役所前バス停は上り、下りとも同じ場所での乗降となります。
 ※▽＝網代、厚浜南、塩屋バス停の洲本BC行き(下り)には標柱がございません。津名港行き(上り)バス停向い側付近にてお待ちください。
 ※交通事情により、多少の遅れがございますのでご了承ください。
 ※土曜・日祝の時刻表は裏面をご覧ください。



・お問い合わせ 洲本 0799-22-0808
福良 0799-52-0008

参考 3-1

(福良～洲本BC～津名港)

【 8月13日～8月15日、12月29日～1月3日を含みます 】

福良一洲本BC一津名港

令和8年10月1日改正(案)

※洲本BC行き

Aルート 南あわじ市役所前、中八木、イングランドの丘経由

●Cルート 立石、鳥井、イングランドの丘経由

※◎＝南あわじ市役所前、イングランドの丘、洲本ICバス停は上り、下りとも同じ場所での乗降となります。

※交通事情により、多少の遅れがございますのでご了承ください。

※平日の時刻表は裏面をご覧ください。



参考 3-2

(津名港～洲本BC～福良)

【 8月13日～8月15日、12月29日～1月3日を含みます 】

津名港一洲本BC一福良

令和8年10月1日改正(案)

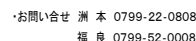
※福良行き
Aルート イングランドの丘、中八木、南あわじ市役所前経由
Cルート イングランドの丘、島井、立石経由

※◎＝洲本IC、イングランドの丘、南あわじ市役所前バス停は上り、下りとも同じ場所での乗降となります。

※▽＝網代 厚近南 塩屋バス停の洲本BC行き(下り)には標柱がありません。津名港行き(上り)バス停向い側付近にてお待ちください。

※交通事情により、多少の遅れがございますのでご了承ください。

※平日の時刻表は裏面をご覧ください。



(案)

近畿運輸局長 様

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることを証する書類

令和8年6月22日付け洲本市地域公共交通会議運賃協議部会において、下記事項に
関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 地域公共交通会議運賃協議部会の名称及び対象市町村

名 称 洲本市地域公共交通会議運賃協議部会
対象市町村 洲本市

2. 地域公共交通会議運賃協議部会にて合意に至った年月日

合意年月日 令和8年6月22日

3. 合意の内容

1) 対象路線

淡路交通株式会社縦貫線（「下加茂」・「洲本車庫前」～「洲本バスセンター」～「津名
港」）

2) 運賃案

別紙のとおり

3) 開始日

令和8年10月1日（木）

令和8年6月 日

洲本市地域公共交通会議運賃協議部会
部会長 塩唐松 照佳